

(米体協 4)

## 米原市スポーツ協会加盟団体補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この補助金は、米原市スポーツ協会加盟団体（以下加盟団体という。）の様々な活動を支援することによって、加盟団体活動の活性化、競技レベルの向上を図ることを目的とします。

(対象)

第2条 この補助金は、米原市スポーツ協会に加盟し、その団体の中で活動を行う事業を対象とします。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、加盟団体の前年度の活動実績に応じて決定し、当該年度の予算の範囲内で各加盟団体に配分します。

(補助金の内示)

第4条 前条により決定した補助金額については、決定後すみやかに加盟団体に通知します。

(交付申請)

第5条 活動交付金を受けようとする団体は、その年度の活動を行うまでに、米原市スポーツ協会に補助金交付申請書（様式4-1、2、3）を提出します。

(交付決定)

第6条 前条により各加盟団体から申請があった場合は、第3条の規定により補助金の額を決定します。（様式4-4）

(実績報告)

第7条 前条により申請した加盟団体は、事業実施後すみやかに交付決定に基づき、事業実績報告書（様式4-5、6、7、8）を米原市スポーツ協会に提出しなければならない。

(交付確定)

第8条 前条により加盟団体から実績報告の提出があった場合は、実績報告書を審査し、補助金の額を確定します。（様式4-9）

(補助金の交付)

第9条 補助金は、実施計画書、収支予算書の審査後、交付決定を経て、補助金の交付を請求できます。（様式4-10）

(その他)

第10条 その他必要な事項については、米原市スポーツ協会会長が定めます。

付 則      この要綱は、平成17年 4月27日から施行する。  
             この要綱は、平成22年 4月 1日から適用する。  
             この要綱は、平成31年 4月 1日から適用する。